

1 相馬地方広域消防内におけるパワーハラスメント（第6事案）

(1) 処分年月日 令和6年12月4日

(2) 被処分者 南相馬消防署鹿島分署 消防司令 男 57歳

(3) 処分内容

① 懲戒処分 免職

(4) 処分理由

① 懲戒処分

(ア) 平成28年度において、日常的に、自らが中隊長として指揮する部の後輩職員らに、現金を賭けたトランプなどのゲームへの参加を求めている。多くの場合、1回当たりのゲームの時間は数時間程度であり、負けた者には数千円程度を支払わせていた。

(イ) 平成28年度において、日常的に、後輩職員らが業務でミスをしたこと、訓練において成績が悪かったこと、目標を設定してその目標を達成できなかったこと等について「バツ」等と称してジュース代などの飲食代金を支払わせていた。

(ウ) 平成28年度において、日常的に、職場の飲み会や、自身が主催する写真部の旅行等に参加できない者に対して、「出不足料」と称して金銭の支払を求め、現に数千円を支払わせていた。

(エ) 平成27～28年度頃において、後輩職員らが出場した大会等の様子をカメラで撮影したうえ、後輩職員らに対して、撮影した写真をプリントしてコルクボードに多数貼ったものや、撮影した写真データを多数保存したUSBメモリーなどを買うよう求め、現に複数回にわたり、1万円などの代金の支払を受けた。

(オ) 令和2年度において、日常的に、自らが中隊長として指揮する部の後輩職員らに、ジュース代などの飲食代金を賭けたお手玉などのゲームへの参加を求めている。多くの場合、負けた者には千円程度を支払わせていた。

(カ) 令和5年度から6年度にかけて、日常的に、部下にあたる職員に対して、語気強く、「何でできないんだ！」等の詰問的な言葉で注意、指導し、また、バインダーで机を叩きながら等威圧的に注意、指導していた。
上記の行為により、部下にあたる職員1名が、体調を崩し、治療を継続的に受けるに至った。

(キ) パワーハラスメント根絶のために、他の職員に対して指導的な役割を果たすべきであるにもかかわらず、自ら多数の後輩である職員らに対して長期間にわたり悪質なパワーハラスメント行為を行ってきた。

以上の規律違反により、地方公務員法第29条第1項、並びに相馬地方広域市町村圏組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例第2条の規定に基づき懲戒処分とした。

2 相馬地方広域消防内におけるパワーハラスメント（第7事案）

(1) 処分年月日 令和6年12月4日

(2) 被処分者 南相馬消防署鹿島分署 消防司令 男 54歳

(3) 処分内容

① 懲戒処分 停職6か月

② 分限処分 職位：中隊長から主任主査に降任

階級：消防司令から消防司令補に降任

(4) 処分理由

① 懲戒処分

(ア) 平成26年8月、職場の研修旅行に向かう際に、仙台空港のロビーの中央付近において、後輩職員を背後から蹴った。

(イ) 平成28年、後輩職員の自動車のボンネット部分を上から手で押して揺らすなどした。

(ウ) 平成25年頃から現在にかけて、複数の後輩職員らに対し、「お前は使えない」「早く辞めろ」などと、繰り返し言っていた。

(エ) 平成26～29年頃にかけて、複数の後輩職員らに対し、日常的にマッサージをさせていた。

(オ) 平成25年頃から平成30年頃にかけて、酒席において、後輩職員らに対して、Tシャツを着ている状態のままハサミで切るなどの行為をしていた。

(カ) 令和5年度において、後輩職員が担当していた仕事を指導、支援をした際に、複数回にわたり、自分に食事を奢ることや御礼をすることを求め、酒類を提供させて受領した。

上記の行動のうち、酒類を受領した行動の一部は、令和6年3月、第一次答申書が公開された後になされた。

(キ) 令和5年度から6年度にかけて、複数の後輩職員らに対し、注意、指導が繰り返しになる時など、日常的に、語気強く、「ぶっとばすぞ」等の威圧的な言葉で注意、指導していた。

上記の行為により、部下にあたる職員1名が、体調を崩し、治療を継続的に受けるに至った。

以上の規律違反により、地方公務員法第29条第1項、並びに相馬地方広域市町村圏組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第2条及び第4条の規定に基づき懲戒処分とした。

② 分限処分

これまでの行為によって後輩職員を委縮させ、職員相互の信頼関係を損なうなど、消防組織の職場環境を悪化させたことは、公務の能率の維持の観点から看過し難いものである。

特に消防組織においては、職員間で緊密な意思疎通を図ることが、消防職員や住民の生命や身体の安全を確保するために重要であることを鑑みれば、中隊長という隔日勤務職員の部を指揮する職位に必要な適格性を欠いており、消防組織の運営及びその職務の円滑な遂行に支障がある。

以上の事実により、地方公務員法第28条第1項第3号の規定に基づき分限処分とした。